

(公財) 日弁連法務研究財団
認証評価会議 (第2回) 議事録

2011年(平成23年)5月10日(火)午後1時30分～3時

(公財) 日弁連法務研究財団：認証評価会議（第2回）議事録

- 1 日 時 2011年（平成23年）5月10日（火）
午後1時30分～3時
- 2 場 所 弁護士会館14階1401B会議室（日本弁護士連合会）
- 3 出席者
議 長 平山正剛
委 員 大谷 實，佐柄木俊郎，高橋宏志，滝井繁男，千種秀夫
永井和之，長谷川裕子，吉村徳則（50音順・敬称略）
事務局長 清永敬文
事務局員 今泉亜希子，島岡清美

4 議 題

(審議事項)

- 1 2010年度決算報告及び2011年度予算案について
- 2 2010年度活動報告及び2011年度事業計画について
- 3 法科大学院評価基準・規定の解説等の改定について
- 4 評価委員会委員の選任について
- 5 その他

(報告事項・意見交換事項)

- 1 2010年度秋学期評価の実施状況の報告と今後の課題について
 - i) 文部科学省の動きについて
 - ・大学評価・学位授与機構の問題について
 - ii) 2010年度秋学期の再評価の結果について
 - iii) 他機関の動きについて
 - ① 他機関の評価基準の改定状況について
 - ・大学基準協会の評価基準の改定について
 - ② 他機関の2010年度の認証評価結果について
- 2 その他

5 議 事（要旨）

議長より，本会議は，認証評価事業基本規則の第11条1項に基づく定時開催である旨宣し，議事に入った。

なお，冒頭，初めての出席となる滝井繁男委員及び長谷川裕子委員より，挨拶があった。

【審議事項】

- 1 2010年度決算報告及び2011年度予算案について
- 2 2010年度活動報告及び2011年度事業計画について
議長より，議題1及び2について一括審議としたい旨提案があり，これを了承した上で，清永事務局長から以下のとおり説明がなされ，提案のとおり

承認した。

2010年度決算及び2011年度予算案については資料のとおりとし、2010年度の評価活動については、東洋大学、岡山大学、琉球大学について再評価を実施し、対象分野について適合判定を行った。

2011年度については、北海学園大学（再評価）、駒澤大学、早稲田大学（以上、認証評価）について評価を実施する予定。また、評価基準、評価手法の見直し、調査研究については、共通的到達目標に関連して改定を行ったため、それに伴う具体的な評価手法の研究を引き続き行う。認証評価会議、評価委員会等の各種会議も通常通り開催する。

3 法科大学院評価基準・規定の解説等の改定について

議長の指示により、清永事務局長から「共通的到達目標第二次案修正案」（以下「モデル案」という。）に対する対応として、評価基準の解説の改定について評価委員会から提案があった旨、資料に基づき説明がなされた。具体的には、5-2の科目の体系性・適切性、6-1の授業、8-1の成績評価、8-2の修了認定、9-1の法曹に必要なマインド・スキルの養成の5つの基準についての解説の改定であり、審議の上、提案のとおり承認した。おって、当財団の理事会、文部科学省には報告予定。公表は6月頃を予定している。また、7月4日に法科大学院向けの説明会を予定している。

なお、審議経過の概要は以下のとおり。

○審議経過の概要

- ・ 法科大学院の発足当時の特徴ある、というのがだんだん薄れて、規格品になってくるのではないかと感じられる。
- ・ 評価の現場では、書面上において疑義があると、いろいろ説明を補充するとか、現地に来て実地調査だとかが行われるので、そういうことを避けるためには、モデル案をそのまま採用しておいたほうがかえっていいという考えに法科大学院はなるのではないか。何でも入れておけというような対応をしがちになると思われる。そういった意味で、現場はどうしたらいいのかと混乱するのではないか。
- ・ 評価にあたってモデル案と対比するのは問題であろう。「モデル案のここに書いてあるものがないが何ですか」という質問は絶対にしてはいけない。自己点検・評価報告書を法科大学院側から出していただくときには、到達目標に関する基本的な考え方をまず評価報告書であらわしてもらい、それに資料があれば、それが詳細なものなのか、そうでないのかは問わず、あとは、教授会や会議の議事録、あるいは現地調査での意見交換などで事実を認定していくという形になるのではないかと考えている。
- ・ 形の上ではモデル案を受け入れるとことにして、そこをいかにすり抜

けるかみたいな話ではないか。

- 当財団の基準は厳しい。どこを自学自修に任せるのかというところをはっきり出せというのが当財団である。そういう意味では、モデル案そのものを持ってきただけでは駄目である。当財団の基準はかなりきついというのが率直な印象。
- 今公表されているモデル案は、各法科大学院がどの位採用しているのか、使用しているのか。
- 授業で取り上げたことのみを、定期試験範囲とすると、自学自修に委ねた部分を学生がきちんと勉強して、その理想の水準に達しているかどうかを確かめられないということで、定期試験は自学自修に委ねた部分も含めての出題範囲から出題するのが筋であろう。また、そうした上で、出題範囲も学生に伝えられるような工夫、取組をすることが必要である。
- 法科大学院では、一般的に、最低基準なり解説なり出題意図をペーパー1枚等で公表していると思うが、それを学生が見ればわかるということであればいいと思うが、結局そういうものが伝わらないような仕組みになっている法科大学院だとすると、そこは改善が必要になるのではないか。
- 要するに、事後的に出題意図をきちんと解説しろということ。
- これができているれば、おのずと到達目標との関係でもクリアになるのではないか。
- 自学自修の方法というのはどのようなイメージか。
- 具体例としてはすぐには出ないが、例えば、Aという部分を授業で説明して、似たような考え方をすればBという部分もマスターできるときに、Bを自分でやりなさい、といったことである。そのときは、教科書もここを読んだり、あるいは、判例でこういうものを読んだりとかという、それ位の指示をすれば、これは十分方法を示していることにはなるだろうと思う。
- 難しい注文である。
- 事前にこの判例を見て、これを勉強しておけというのは、ちょっと違うのではないかと感じる。
- やはり今必要なのは、3つの機関が、ある意味では共存していくことではないか。それぞれ良さがあるので、その良さが失われないように守っていくこと。それぞれがどのような法曹養成を目指すのか、ということはとても重要なことなので、しばらくの間は、当財団のこの基準等をうまく使いながら、ある意味では理想に向かっていくことが、この時期必要なのではないか。

4 評価委員会委員の選任について

評価委員会の委員人事につき、新任委員として、法務省推薦の法務省大臣

官房司法法制部参事官・高松宏之氏，最高裁判所推薦の司法研修所教官・中里智美判事を選任した。

5 その他
特になし。

【報告事項・意見交換事項】

1 2010 年度秋学期評価の実施状況の報告と今後の課題について

i) 文部科学省の動きについて

・ 大学評価・学位授与機構の問題について

議長の指示により，島岡事務局員から，大学評価・学位授与機構に関する，いわゆる「事業仕分け」の動きについて報告があった。

報告の概要は以下のとおり。

- ・ 平成 22 年 12 月 7 日閣議決定「独立行政法人法の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき，独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）も仕分けの対象となり，「独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う認証評価事業（専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価）の民間評価機関による事業実施に関する検討会議」が設置され，二回にわたり会議が開催された。
- ・ 第一回会議では，各評価機関から認証評価事業の現状と課題について報告がなされた。仮に機構が事業撤退した場合にどのような影響があるかということについて，当財団からの意見として，財政的課題，人材確保の課題，年度ごとの評価校数の偏りがあることについて指摘した。また，第 3 巡目からということであれば，財政援助があること，1 年あたりの評価校数が平準化されること，という条件つきで，対応は可能と付言した。
- ・ 大学基準協会からは，機構が撤退した場合に多様性が失われることを懸念すること，受け入れ自体は可能ではあるが，対応が困難となる場合があり得ること，条件としては，評価校数が均等となることや評価実施時期の偏りの是正の必要性が指摘された。
- ・ 機構が直ちに撤退することは現実的ではなく，混乱を招くことになると思われるため，今後意見をとりまとめて，次回の会議で議論をしていきたいということで第一回会議は終了した。
- ・ 第二回会議では，とりまとめられた内容の紹介があり，民間評価機関のみで実施するためには，多様性の確保の点，財政的・人的・物理的課題など諸課題の解決が必要であること，そしてそれらが直ちに解決できる状況にないこと，他の 2 機関（大学基準協会と日弁連法務研究財団）のみで実施することは，現状では困難であることが表明され

た。現時点では、法科大学院関係者や法曹関係者の理解を得て、民間のみで実施できる環境になく、従って、当分の間は3機関で実施していくことが適切かつ必要であるという結論となっている。

ii) 2010年度秋学期の再評価の結果について

記述のとおり、2010年度秋学期においては、東洋大学、岡山大学、琉球大学について再評価を実施し、いずれも当財団の評価基準に適合しているとの判断で終了し、異議申立てもなかった。

iii) 他機関の動きについて

① 他機関の評価基準の改定状況について

- ・ 大学基準協会の評価基準の改定について

大学基準協会は、評価基準の改正案についてパブリックコメントを実施した。その結果を平成23年3月31日付けで「法科大学院基準（改定案）に対する意見募集の結果について」として公表している。

② 他機関の2010年度の認証評価結果について

今年度は、認証評価は実施しておらず、追評価や改善確認のみであった。

2 その他

総務省の「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会」が、平成22年12月に「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会報告書」を公表し、これに対して、日本弁護士連合会は平成23年1月25日、法科大学院協会は平成23年1月31日にこの報告書に対する意見書を出している。

なお、意見総数は118件に及び、その多くは法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度は様々な問題が生じており、その見直しが必要との指摘であった。

以上